

さいたま市告示第 1 3 6 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 9 2 条第 1 項第 4 号、第 7 7 条第 1 項第 1 0 号及び第 1 1 5 条の 9 第 1 項第 1 0 号の規定により、指定の一部効力停止を次のとおりしたので、同法第 9 3 条第 3 号、第 7 8 条第 3 号及び第 1 1 5 条の 1 0 第 3 号の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 2 0 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 対象事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人あすなろ会
- (2) 所在地 埼玉県春日部市銚子口 1 1 3 3 - 1
- (3) 代表者 理事長 籠島 延隆

2 対象事業所

- (1) 事業所名 特別養護老人ホーム あすなろの郷 浦和
- (2) 事業所所在地 埼玉県さいたま市緑区大字三室 3 0 2 9 番地 3
- (3) 介護保険事業所番号 1 1 7 6 5 1 2 7 2 9
- (4) サービスの種類 介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

3 処分の内容

指定の一部効力停止（介護報酬 3 割減額）1 年

4 指定の一部効力停止の期間

令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 3 1 日まで

5 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所福祉局長寿応援部介護保険課事業者係
- (2) 電話 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 2 6 5